

企画競争の実施に係る手続き開始の公示

平成21年 4月10日

支出負担行為担当官

国土交通省 土地・水資源局水資源部長 上 総 周 平

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名： 平成21年度水源地域共同プロモーション支援方策調査業務

(2) 業務内容： 水源地域は、水源を支える里として、また、日本のふるさとの原風景を遺す地域として、維持、保全が不可欠であるが、過疎化、高齢化が進む中で、集落、地域社会の疲弊が進んでおり、早急な対策が必要となっている。

水源地域を保全し、活性化するためには、そこに住む住民の暮らしの糧になる地域の製品の販売促進や観光客の誘致が必要であるが、多くの地域では、隠れた名品、観光資源があっても、人材、ノウハウ、財源等が十分でないために、地域の魅力を売り出す（市場に伝える）ためのブランド形成やプロモーションの面で思うような取組ができていないのが実情である。

以上のことから、地域の中に埋もれている特産品や観光資源を発掘し、全国市場へのアクセスと成功を側面からバックアップするための全国レベルのプロモーションの仕組みを構築することには大きな意義があると考えられる。

また、プロモーションにおいては、社会貢献意識の高まりを踏まえ、日本の水の里を支え、守るという産地応援型の購買行動（製品の選択的購入による産地の応援）の誘導も効果的と考えられる。

本業務においては、以上のような目的、趣旨を踏まえ、水源地域の特産品や観光資源等その魅力を全国の市場（消費者）に伝え、訴求するための共同プロモーションに関し、具体的な仕組みや取組の検討を行う。

なお、検討に当たっては、有識者により構成する検討会及び専門家により構成する専門委員会を設置、運営する。

(3) 履行期限： 契約の締結日から平成22年3月25日まで

2 参加資格

本業務への参加者は次の条件を満たしているものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（但し、地方自治体を除く）。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 選定手続きの概要

参加資格を有する者から提出された本調査の実施に関して最適者を判断するための書類（以下、「企画提案書」という）に基づき、書類審査を行い、本業務を実施する1者を選定する。

4 選定手続きに係る諸事項

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館12階
国土交通省 土地・水資源局 水資源部 水源地域対策課 古谷、竹川
電話 03-5253-8111 (内線31-325)
FAX 03-5253-1583
電子メール takekawa-m2u6@mlit.go.jp

(2) 本業務に係る説明書の交付期間及び交付方法

本業務の概要、仕様書、手続き、審査内容等を記した説明書を以下により交付する。

交付期間：平成21年 4月10日から平成21年 4月30日15時まで

交付方法：電子メール、郵送又は上記(1)の担当部局における手交

(3) 企画提案書の提出の期限及び方法

提出期限：平成21年 4月30日18時15分まで

提出方法：上記(1)の担当部局に持参、FAX、電子メール又は郵送により提出

(4) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取した上で、提案書の特定を行う。

FAX 又は電子メールによる場合は、相手方への着信の有無を電話で必ず確認すること。また、郵送による場合は、提出期限日必着とするので、時間的余裕を持って発送し、書類の到着の有無を電話で必ず確認すること。なお、消印が提出期限を過ぎている場合は如何なる理由があっても受け付けない。

5 その他

- (1) 企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1)に同じ